明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三九）　一
〔告　示〕
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働五〇）　六
○健康保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更について認可した件（同五一）　五七
○日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件（同五二）　五七
〔公　告〕
官庁
諸事項
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　五七
裁判所
破産、免責、特別清算、再生関係　五八
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人都市再生機構関係　六〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九九
会社その他
会社決算公告　九九

省令

○厚生労働省令第三十九号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令

次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。